

死別と差別

——宗門改役の設置を中心として——

序

キリシタンの死別と部落の差別とは、表裏一体となって、徳川幕藩体制によって遂行されてゆくのであるが、この小論では、その基点となった、宗門改役の設置を中心として考察を加えたい。

周知のように、島原の乱は、寛永十四年（一六三七）十一月九日に勃発し、翌寛永十五年（一六三八）二月二十七日に、その拠点である原城が陥落して平定した。しかし、この乱は、主将板倉重昌を戦死させたのみならず、まだ基礎の固まらぬ徳川幕藩体制を根底からゆり動かしたのである。

その年、九月二十日には、徳川幕府は耶蘇教（キリスト教）の禁を厳にしているが、しかしこれは、豊臣政権下の天正十五年（一五八七）六月に発せられた伴天連追放令を、徳川政権も継承したからであり、島原の乱の原因もそこに胚胎している。

すでに、徳川政権下においても、慶長十七年（一六一二）三月十一日に「天主教徒査検」の命令が出され、同年三月二十一日には、京都所司代板倉勝重は、京都における天主教の寺院を破却している。また、有名な金地院崇伝の「伴天連追放文」は、家康の命により、その翌年の慶長十八年（一六一三）十二月二十三日に起草され、朱印の

上、京職へ伝達されている。

従って、キリシタン弾圧は、徳川幕府の基本方針の一つであったのであり、その方針は修正されることなく、最幕末まで一貫してつづけられるのであるが、そのキリシタン禁止の高札が廃止されるのは、実に明治六年（一八七三）二月のことであった。

一

初代の「宗門改役」が、「井上筑後守政重」であることには、異論がない。しかし、「宗門改役」の設置の時期については、次の二つの有力なる説が存在する。

寛永十六年（一六三九）説

辻善之助著「日本仏教史近世篇之三」・辻達也著「江戸開府」・

岡田正之「徳川幕府吉利支丹宗門改考」（史学会雑誌第五号）・大

森金五郎・高橋昌造共著「最新日本歴史年表（増訂版）」・大谷大

学編「真宗年表」

寛永十七年（一六四〇）説

朝尾直弘著「鎖国」・姉崎正治著「切支丹宗門の迫害と潜伏」・圭

室文雄著「江戸幕府の宗教統制」・藤井学「江戸幕府の宗教統制」

（日本歴史近世3）・笠原一男編「日本宗教史年表」・歴史学研究会

編「日本史年表」・角川「日本史辞典」・「国史辞典四」（豊田武）

・「日本歴史大辞典5」（藤谷俊雄）・「広辞苑」

ところで、「寛永十六己卯八月吉祥日」の奥付のある「吉利支丹物語巻第下」の「きりしたんしうし御せいはいの事」の条に、「日本国のしゆご地とう代くわんとくに仰付られ、里々うらく、山が山が、嶋々のこる所なく、昨日けふむまれたるあか子まで、それく当寺のだんな寺よりせう文にのせ、しそんく当寺のだんなにまぎれ御座なし、もし此うち一人なり共きりしたんのしうし御座候はゞ、寺のぎは御けつしよなされ、ばうずはいかやうにも御せいはいたるべしと、かたく書物を仕りさげ奉る、町人は町のとしより月行事、村々はしやうやおも百姓、ぶしは物がしら、年ごとに御あらためもる事なく、あまつさへ諸国のさいくにそくたくの高札ありといへども、やもすれば十人廿人づゝさがし出されて、火あぶり、さかはつけ、水つけ、さまざまの御せいはい今にたへざる御事は、ふしんはれがたしと云々」と記されている。この記事によれば、「寛永十六年八月」の時点以前において、全国的な規模により、寺請檀家制度の実施されていることを示しており、宗門改も、「町人は町のとしより月行事、村々はしやうやおも百姓、ぶしは物がしら」という形式によって実施されていることを確認することができる。このことは、正式な「宗門改役」の登場をも示唆しているがごとくである。

寛永年間の宗門改帳については、神崎彰利氏の論文「領主と農民」

（近世郷土史研究法所載）に「現存する宗門改帳で、管見の範囲で最

も古いと思われるのは、一六三四年（寛永十一）肥前国平戸町の「芦

町人数改之帳」（九州大定文化史研究所蔵）であろう。表題からみる

と家数人別改帳のような感を受けるが、しかし実際に寺請をしている

ので宗門改帳と見て差支えはない。本帳は平戸という地域性を考える
と、後の宗門改帳へ直接に結びつくとはいいがたい。これにつぐもの
として、一六三八年（寛永十五）十月の美濃国多芸郡下印食村「伴天
連いるまん吉利支丹御法度御改帳」（史料館所蔵）がある。本帳には、
庄屋甚兵衛・清次郎をはじめ計一〇三軒五七七人が寺請しているが、
しかし本帳は写本であるためその信憑性が問題となっている。」と紹介
され、更に「ここでごく古い宗門改帳の一事例として、一六四二年
（寛永十九）近江国滋賀郡比叡辻村「宗旨改帳」の一部をあげてみた。」
とその一部を紹介されているが、その末尾は次の通り記されている。

右当町裏屋借屋迄不残遂吟味、宗門紛無御座候、并当御改之不受
不施等茂無御座候、猶後二至、不審成者候者早速可申出候、面々
宗旨之儀ハ寺々請判五人組加判致シ候上ハ、若何方も切支丹之
訴人出申候ハ、其者之且那坊主連判之者共、御公儀様江罷出急度
可申分候、御年寄中江少も御難懸申間敷候、為其連判状如件

比叡辻肝煎

久 兵 衛[㊦]

左 治 兵 衛[㊦]

小 佐 右 衛 門[㊦]

浜坂本

御年寄中

そして、神崎彰利氏は、「本帳の作成意図は、奥書にもみられるよ
うにキリシタン統制のために作成されたことは明らかであり、形式は
後年の宗門改帳と大差はなく、宗門改帳の先駆的な一例ということが
できよう。」と断定されている。

これ以外の寛永時代のものとしては、平井良朋氏が「明日香村史上

「卷」の「宗門改めと宗旨送り」の項において、「明日香村域に残る最も古い戸数、人口の調査書は寛永十七年「細川村家数人数之帳」(天理図書館蔵細川村文書)というもので、稀有の例に属し、家数三四軒、人口八四人、牛三頭と示されている」と紹介されている。しかし、そのごく一部分を紹介された写真を見る限り、その内容は、「宗門改帳」というよりも、文字通り「家数人数之帳」のごとくである。

ここに紹介する、寛永十六年卯六月十八日付「摂州御知行所吉利支丹改之帳」(史料一)(関西大学図書館蔵西田家文書)は、その内容は疑いもなく「宗門改帳」であり、その末尾は次の如く記されている。

右之内咄人として吉利支丹無御座候、為其家数并人数帳ニ作り指上申候、拙者共手前ニも小百姓迄不残判形仕、宗旨儀書付、引かへ帳致置申候、弥く無油断穿鑿可仕候、己上

寛永十六年

卯六月十八日

半右衛門
久五郎
仁右衛門
九郎右衛門
孫左衛門
久右衛門
庄介
甚介
仁介
左右衛門

この「吉利支丹改之帳」は、次の領主(板倉周防守重宗)よりの命令によって作成されたものと推察される。

覚

一 吉利支丹宗門郷中として穿鑿可仕事
一 男女拾年己来何方へ奉公并商ニ参候共、宗旨何見候様書付置可申事

一 他所る男女共ニ於罷帰ハ、只今迄何方ニ罷在所委書付、宗旨之穿鑿可仕、付兼而之宗旨不存候もの、郷中ニ不可置事

一 在所宗旨兼而存候もの、他所る縁付ニ於来者、本在所之庄屋年寄百姓宗旨迄書付、無相違其郷ニ置候様ニと手形取可申事

一 其在所男女共ニ人数何程并家数共ニ帳ニ作り庄屋肝煎判形仕、此方へも差上、郷中ニも置可申事

寛永十六年

卯二月廿日

周防
摂州在々

庄屋
肝煎
一家主 又兵衛
百姓中
此家ニ居申人数

この一紙文書(関西大学図書館蔵西田家文書)の末尾の上に記されている「一家主 又兵衛 此家ニ居申人数」の文字は、「吉利支丹改之帳」の様式例として示されたものであり、この「覚」は、「周防」より、その支配下にある「摂州在々」の「庄屋肝煎百姓中」へ廻状として伝達されたものである。従って、これと同一形式の「宗門改帳」は、すくなくとも、板倉重宗支配下の摂津の村々において作成されたことは当然考えられるところであり、更に、板倉重宗支配下の他の国

々の村々においても作成されたものと推察される。(史料二)
いま、現存するこの「吉利支丹改之帳」により、摂津国芥川郡高浜村の、宗旨別、家数人数を表示すると次の通りである。

宗 旨	家 数	人 数
浄 土	15 (内下人9)	94 (内下人32)
禪	7 (内禪寺1)	48
も ん と 花	6	38
法	4	25
(記入ナシ)	1	5
計	33	210

右の表に(記入ナシ)とあるのは、「吉利支丹改之帳」の宗旨の記入洩れか、或いは、まだ、宗旨が確定しないかの、いずれかであるものと考えられる。この「吉利支丹改之帳」の特徴は、後世の「宗門改帳」とちがって、「寺請」ではなく、その宗旨の証明は、庄屋以下村の重立ったもの、それこそ、「吉利支丹物語」が記すごとく、「村々はしやうやおも百姓」が、しているものであり、これは、「覚」の第一条「吉利支丹宗門郷中として穿鑿可仕事」を遵法しているのである。

それにしても、この「覚」及びそれにもとづく「吉利支丹改之帳」

の存在は、キリシタン弾圧に対する権力側の意思が、行政機構の末端にまで浸透した事実を示しているとともに、そこに権力側による宗門改めへの確固たる意思が示され、「宗門改役」の設置もまた、すくな

くとも、「寛永十六年卯月二月廿日」以前にさかのぼることを想定せしめるのである。

ところで、「茨木市史」史料編には、次の「江戸幕府老中連署奉書」(永井家文書)が、二通紹介されている。

(附箋)

「寛永十六卯年」

一筆令啓候、きりしたん宗門事、從此以前、雖御制禁候、干今断絶無之候、弥領分中堅可相改之旨、重而被仰出候、被得其意可有穿鑿候、若訴人於有之者、最前差越候如御書付、それ〳〵に従公義御褒美可被下之旨候、為其如此候、恐々謹言

阿部対馬守

二月八日

重次(花押)

阿部豊後守

忠秋(花押)

松平伊豆守

信綱(花押)

永井日向守殿

○

(附箋)

「寛永十六卯年」

伴天連并きりしたん宗旨之事、從此以前御制禁候へ共、干今断絶無之様被聞召候、依之堅御法度被仰出候間、領分能々遂穿鑿、自然右之宗門於有之者捕置、急度可有言上候、恐々謹言

堀田加賀守

八月廿七日

正盛(花押)

阿部豊後守

忠 秋 (花押)

松平伊豆守

信 綱 (花押)

酒井讃岐守

忠 勝 (花押)

土井大炊頭

利 勝 (花押)

永井日向守殿

二月八日付の老中連署には、「弥領分中堅可相改之旨、重而被仰出候」と記されているが、キリシタン弾圧の幕閣よりの指令は、これ以前にもなされていることは「御触書寛保集成」寛永十二年九月条に「伴天連并きりしたん宗旨之儀、從此以前、雖為御制禁、至千今無断絶様被聞召之間、弥領内並面々家中急度相改、自然右之宗門於有之は捕置、可致言上之、自分之儀は勿論、組中与力、歩行、同心以下迄相触之旨、執役之面々於御白書院、上意之趣年寄被申渡畢」と記されている通りである。しかし、このたびの指令には、「弥領分中堅可相改之旨」と強調されているのである。これは、「御触書寛保集成」寛永十五年十二月条に「出仕之諸大名被留置、きりしたん宗門、御法度之儀、最前雖被仰出、此頃於江戸、中余多、改出之間、重て国々其外之面々領内え堅可申付之旨、上意之趣、於大廊下老中被申渡之」(傍点は筆者)と記されていることをうけているものと推察される。この並々ならぬキリシタン弾圧への上意の申渡は、そこにすでに、「宗門改役」が正式に設置され、その機能が発動されたことを想定せしめるものがある。そして、寛永十五年十二月には「きりしたん宗門」「江戸中余多

改」とあり、「宗門改役」としての初仕事はまず、お膝もとの江戸から始められたものと考えられる。

また、「契利斯督記」(続々群書類従第十二宗教)には、「大猷院様御代嶋原一揆落城以後、從仙台、伴天連寿庵、マルチイニヨ市左衛門、キベくイトロ召捕參候、評定場江四度出申候へドモ、御穿鑿キワマリ不申、其後讃岐守下屋敷江被為成、三人ノ伴天連被召出、沢庵柳生但馬守其外寄合、宗門ノ教御尋、二三日過、中根峯岐守為上使、筑後守ニ被仰付、右三人ノ者共評定所江出シ不申、筑後守一人ニテ穿鑿仕候由」と記されている。「嶋原一揆落城以後」とは、いうまでもなく、寛永十五年二月二十七日の原城陥落以後であり、同年九月二十日には、耶蘇教の禁を厳にしていることは、先に記した通りである。この一連の記事は、その文脈上、同年のことと考えられ、とくに、「中根峯岐守為上使、筑後守ニ被仰付、右三人ノ者共評定所江出シ不申、筑後守一人ニテ穿鑿仕候由」とある記事は、「宗門改役」として、筑後守(井上政重)が任命されたことを明確に示している。

また、「寛政重修諸家譜」井上政重の項に「十五年正月三日、肥前国島原の賊徒蜂起せるにより、上使にさゝれてかの地におもむくのと き、青江の御刀及び時服、羽織、黄金等をたまふ。十二月四日、与力五騎、同心二十人をあつけらる。」と記されているが、この「与力五騎、同心二十人」は、「宗門改役」としての井上政重に、配下としてつけられたものと推考されるとともに、井上政重の「宗門改役」の就任は、この年「寛永十五年十二月四日」のことと推定される。時に、井上政重、年五十四。

なお、「寛政重修諸家譜」の井上政重の項には、前記の記事につづいて、「十七年六月十二日、六千石の新恩あり、すべて一万石を領す。

このとし、おほせをうけてしばし西国に往還し、また長崎におもむき、異国の商船をよび耶蘇禁制等の事を裁許す。」と記されており、「寛永十七年説」及び「寛永十七年六月説」は、ここに根拠をおいてゐるものごとくであるが、これは、「寛永十五年十二月四日」に「宗門改役」に就任して以後、その敏腕をふるった功績に対する加増と考えられ、この年、命により、井上政重は江戸を離れて、西国及び長崎におもむいて、その任務を果していることを記しているのである。

二

「宗門改役」の設置される縁由は、いうまでもなく、天正十五年（二五八七）六月十九日付の秀吉による伴天連追放令に端を発している。この「伴天連追放令」（松浦史料博物館蔵）の全文は次の通りである。

定

一日本ハ神国たる処、きりしたん国より邪法を授候儀、太以不可然候事

一其国郡之者を近付門徒になし、神社仏閣を打破らせ、前代未聞候、国郡在所知行等給人に被下候儀者当座之事情、天下よりの御法度を相守、諸事可得其意処、下々として猥義曲事事

一伴天連其知恵之法を以、心さし次第二檀那を持候と被思召候へハ、如右日域之仏法を相破事曲事候条、伴天連儀日本之地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日之間ニ用意仕、可帰国候、其中に下々伴天連に不謂族申懸もの之在ハ、曲事たるへき事

一黒船之儀ハ商買之事候間、各別候之条、年月を経、諸事売買いたすへき事

一自今以後、仏法のさまたけを不成輩ハ、商人之儀ハ不及申、いつ

れにてもきりしたん国より往還くるしからず候条、可成其意事

己上

天正十五年六月十九日

この「伴天連追放令」は同時に、「仏法」の保護法令でもある。第三条の「日域之仏法を相破事曲事」といい、第五条の「仏法のさまたけを不成輩」は「きりしたん国よりの往還くるしからず」といい、秀吉の「仏法」保護の意図は明らかである。但し、この「仏法」は、すでに権力者への反抗の牙を抜かれた「仏法」である。秀吉は、これより先、天正十三年（一五八五）四月二十二日、最後の一向一揆である雑賀の一揆を、その拠点である太田の壘に追いつめて、その息の根をとめてゐる。

「仏」の前に平等を説く「仏法」も、「神」の前に平等を説く「キリシタン」も、ともに、上下関係に依拠する封建的権力者の恐れるものであり、秀吉の「仏法」を保護する真の意図は、むしろ、キリシタンの浸透に対する駆除策・予防策としての利用ではなかつたか。この時点の秀吉の言として、宣教師フロイスは、その手紙に「宣教師は、靈魂の救いを口実に諸大名や貴族をはじめ、多くの人々をあつめ、日本に革命を企てている。もしこれを阻止しなければ、一向宗の法を説くといつて多数の人民をあつめ地方の領主を殺し天下の君信長を苦しめた、大坂の坊主とおなじことになろう。しかも、大坂の坊主が下賤の民の心をとらえたのちがって、宣教師は大名・貴族をひきつけているので、いつそう危険であり恐るべき存在だ。」という主旨のことを記している。（藤木久志著「織田・豊臣政権」二二六ページ）

これよりのち、慶長十八年（一六一三）十二月二十三日、家康の命によって金地院崇伝が起草した長文の「伴天連追放文」は、「乾為父

坤為母、人生於其中間、三才於是定矣、夫日本者元是神國也」との書き出しから始まり、その文中には「爰吉利支丹之徒党、適來於日本、非番渡商船而通資財、叨欲弘邪法惑正宗、以改域中之政、号作己有、是大禍之萌也、不可有不制矣」と記され、また、「彼伴天連徒党、皆反件政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善、見有刑人、載欣載奔、自拝自礼、以是為宗之本懷、非邪法何哉、実神敵仏敵也、急不禁、後世必有國家之患」と記されている。

キリシタンの浸透力に対する危機感は、統一政権の権力者である秀吉も家康も同一であり、ともに、キリシタンを「邪法」と規定し、それを廢除せんとしているのである。一向一揆が内なる敵であるとすれば、それを克服した統一政権にとって、キリシタンは、外よりきたる敵であったともいえる。

この外よりきたる敵を、更に徹底して廢除しようとしたのが、寛永鎖国令である。その第一次鎖国令は、寛永十年（一六三三）二月、第二次鎖国令は、寛永十一年（一六三四）五月、第三次鎖国令は、寛永十二年（一六三五）五月、第四次鎖国令は、寛永十三年（一六三六）五月、そして最後の第五次鎖国令は、寛永十六年（一六三九）七月のことであった。第四次と第五次の鎖国令の間には、島原の乱が惹起し鎮圧されている。そして、その乱の鎮圧後、「宗門改役」が設置され、最後の鎖国令が発令されるのである。

「宗門改役」の管掌及び設置については、岡田正之氏は「宗門改役ハ大目付作事奉行ノ兩職ヨリ之ヲ兼ヌル者ニシテ、延宝天和貞享ノ頃ハ、吉利支丹御支配、或ハ切支丹奉行ト呼ビ、宝永以後ハ宗門改役ト称セリ、其掌レル所ハ教徒ノ有無ヲ檢察シ、信否ヲ審判スルニ在リ、語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ、宗門上ニ於ケル警察ノ行政ト司法トノ兩

権ヲ有スルナリ、而シテ諸般ノ法制ハ老中ノ編成規定スル所ニ係リ、奉行ハ其旨ヲ遵守施行スルニ過ギズ」「幕府ノ新ニ職官ヲ設ケルヤ、始メヨリ職員ヲ定メ、掌程ヲ立テ、後其人ヲ擧グルニアラズ、苟モ監理スベキ事件ノ起ルアレハ、一時ノ便宜ニヨリ、適任ノ人ヲ選テ、其局ニ当ラシムルニ在リ、而ルニ一時ノ便宜ハ規矩ヲ將來ニ与ヘ、相因リ相襲フテ一代ノ典例トナレル者ナリ、大目付作事奉行ノ吉利支丹奉行ヲ兼ヌルモ亦其類トナス、大目付ニ在リテ吉利支丹奉行ヲ兼ヌルハ井上筑後守政重ヲ以テ權輿トナス、蓋シ宗教禁絶ノ初メ、江戸ニ在リテハ、教徒ノ審問ハ、老中ノ邸第、若クハ評定所ニ於テ之ヲ行フヲ例トナセリ、然ルニ寛永十六年以後ハ大率政重一人ニ命シテ之ヲ担任セシメ、老中若クハ評定所ニ於テ關係セザリキ」（徳川幕府吉利支丹宗門改考）と明快に記述されている。この初代の「宗門改役」である井上政重が、その職を辞したのは、万治元年（一六五八）閏十二月八日のことであった。（寛政重修諸家譜）

「宗門改役」の設置にともない、与力同心の他に、その下部機構として部落の人々が使役させられたことは、「契利斯督記」に、「宗門ツルシ候時分ハ、二三日モ前廉ニ町奉行所江申遣、ツルシ場出来次第ニ、ツルシ候モノ伝馬町籠屋ヨリ出遣候、其時分ハ、町奉行衆与力同心付候而參候、時分ノモノハ先立、ツルシ場へ參相待居申候、ツルシモノ參候得バ、穢多ニ申付、ツルサセ候事、町奉行与力同心ハカマイ申サズ候、昼夜ツルシ場ニ番仕候義モ穢多致候、所ハ浅草穢多居申近所ニテ候、ツルシモノ白状可仕ト申候ヘバ、穢多注進イタシ候、其刻家頼ノモノヲ遣、様子相尋候、大事之ツルシモノヲバ、筑後守時分ニハ、筑後守、野村彦太夫ニ借置候野屋敷之内ニテツルシ候由、其砌モ番ハ穢多仕候」と記されていることからもうかがわれる。

先述の寛永十六年卯六月十八日付「摂州御知行所吉利支丹改之帳」の表紙には、「殿様へ書上申候写」と記されているが、ここに「殿様」とは、板倉周防守重宗を指す。重宗は、この頃、すでに京都所司代であり、島原の乱で弟板倉重昌をなくしているなどのこともあるが、何よりも徳川幕藩体制の確立に忠実なる能吏として、キリシタン弾圧には積極的であった。

「諸式留帳第一冊」の冒頭に「寛永拾老年比、則下村庄助先祖地方にて百廿石余頂戴仕、二条御城内そうし役相勤、歩人足、摂州、江州、山城相遣り申候。御所司 板倉周訪守様御時」と記されているが、つづいて「寛永拾九年、東六条御境内穢多屋敷、河原町松原上ル所へ引る。御所司 板倉周訪守様御時」と記されている。ここには、上方の穢多頭下村庄助のことと、部落の起源に関することが記されている。京都所司代板倉周防守重宗の下に、下村庄助以下の部落の人々が、キリシタン弾圧の尖兵となったことは、容易に推察されるであろうであり、部落の人々が差別されることになった大きい原因は、この司法警察と行刑的任務の末端を担当させられたことによる。

「役人村由来書」の冒頭には、「天正年中之頃、役人村之儀、天満・福嶋・渡辺・博勞・三ツ寺五ヶ所ニ別れ住居罷在候、其後、慶長年中、断罪御用相勤罷在、則年寄共苗字・帯刀・三人扶持御免被為在、御太切(大)ニ相勤来候」と記されているが、「寛永十一戊年閏七月」の三代將軍上洛の時には、「村方義ハ御献上として、御草履・半綱乍恐奉捧候、其後年寄共御召出シ之上、往古之通断罪御用被為仰付、猶又年寄共へ先例之通苗字・帯刀・三人扶持被為下置」と、「往古之通断罪御用」を仰付けられているのである。

「非人垣外一件一番」(道頓堀非人関係文書上巻)に次の文書が記さ

れている。

差上申一札之事

一道頓堀乞食合八拾人、其外おんぼう七人、男女其他国江遣し不申、何時ニ而茂御用之刻、召連可罷出候、きりしたんころひ之物きんミいたし可申上候由、ちやうりニ堅可申付候、仍為後日手形如件

下難波村庄屋

寛永廿一年十二月十一日

甚左衛門 印判

西田猪兵衛様

古屋新十郎様

○

差上申預手形之事

一道頓堀乞食之内吉利支丹ころひ男女共拾人儘ニ我等預り置申候、他所江不遣当地ニ置、何時ニ而茂御公儀より御尋之時召連可罷出候、若煩相はて候ハ、其当座ニ御理り可申候、為後日仍而手形如件

長吏

正保貳年酉四月三日

道 味 印

年寄 孫 作 印

同 勘十郎 印

組頭 甚九郎 印

同 市 松 印

同 作兵衛 印

同 小 作 印

下難波

甚左衛門殿

この前の文書と後の文書とは、一連の文書と理解されるが、寛永二

十一年（一六四四）十二月十一日の時点で、「乞食八十人、おんぼう七人、合計八十七人」いたものが、翌正保二年（一六四五）四月三日の時点では、「ころひ十人」となっている。とすると、この間の四ヶ月近い間の「きりしたんころひ之物きんミ」が、いかにきびしいものであったかが想像されるのである。それとともに、この時点において、「きりしたんころひ之物」の吟味権が、長吏に委任されていたことも、この文書は示している。

岡田正之氏は、当時最下等ノ人類トシテ度外ニ置キタル乞食非人ト雖トモ、亦之（踏絵）ヲ踏マシム、蓋シ禁教ノ敵ナルヲ以テ、教徒ハ或ハ逃テ乞食非人ニ帰スル者アリ、寛永七年、大坂ニ於テ逮捕スル所ノ信者七十名ノ如キ是ナリ、幕府ハ之ニ鑿ミル所アリ、是ヨリ乞食非人ト雖トモ、亦之ヲ改メ之ヲ踏マシムルニ至レルナリ」（徳川幕府吉利支丹宗門改考）と報じておられる。ここに記されている「乞食」と「非人」との相違は、「戸籍」への記載の有無が基準となっており、「非人」は戸籍があり、「乞食」は戸籍からもれている。そして、その「戸籍」は、宗門改めによって整備されてゆくのである。とくに、「宗門改役」の設置は、そのことを推進するのに力があつたものと想定される。

「非人垣外一件一番」及び「非人垣外一件二番」には、多数の「転切支丹」（ころびきりしたん）の実例が収録されているが、そのなかには、「非人切支丹転」「乞食切支丹転」のみならず、「切支丹転」の子孫が「長吏」になっている実例も紹介されている。（切支丹転類族之内、長吏与右衛門病死ニ付土葬ニ取置候、并竹林寺組頭一札之事）

キリシタンの転宗については、「契利斯督記」に「伴天連入満同宿宗門之モノコロビ候時分ハ、成程堅ク申付、宗旨ヲ替、禅宗或ハ浄土

宗ニ被成、寺参ヲ申、旦那ニイタシ、伴天連入満ニハ女房ヲ被下候、其上ニテ立アガリ申時分ハ、吉利支丹アイシライニハ不仕、スリ盗アテガイニイタシ、斬罪可仕被仰付、同宿宗門ノ者、小日向ニテモ二三人、籠屋ニテモ五六十人モ切捨申候由」と記されている。これは、江戸の例であるが、慶安元年子五月日付「乞食寺竹林寺開発之事」（非人垣外一件一番）と標題のある文書に、「此三ヶ所之非人、先年数度之宗旨就御改、捨邪法、雖令帰正法、可頼寺依無、御代官鈴木三郎九郎様、西成郡下難波之於墓地寺地被下者也」と記され、のちに非人の寺である竹林寺が建立されているが、この寺の宗旨は、いうまでもなく浄土宗である。しかし、それが何宗であろうと、「邪法」をすて、「正法」に帰つた人々には関係のないことである。キリシタン弾圧のために設置された「宗門改役」は、民衆の眞の信仰をも奪い去つたのである。

(史料一)

摂州御知行所吉利支丹改之帳

殿様へ書上申候写

高浜村

24×17.5cm11丁 (表紙共)

一家主 禪宗 六右衛門此家ノ人数

老人女房

老人男子

合三人

一家主 浄土宗 九郎右衛門此家ノ人数

三人父母

老人兄

老人女房

三人男子

老人女房

老人女子

合九人

一家主 禪宗 庄九郎此家ノ人数

老人女房

合三人

一家主 孫左衛門此家ノ人数

老人女房

老人むすこ

老人よめ

老人下女

合五人

一家主 禪宗 久右衛門此家ノ人数

三人父母

老人はママ

老人兄

老人女房

三人弟内老人大坂本町へやうしニ参候

老人女子

老人下女

老人女房

合十二人

一家主 浄土 喜右衛門 同

老人母

老人女房

三人むすこ

老人よめ

老人むすめ

合七人

一家主 禪宗 久五郎此家ノ人数

老人女房

老人あね

老人むすこ

老人むすめ

三人下男

三人下女

合十一人

一家主 浄土 甚兵衛此家ノ人数

老人女房

老人兄

老人女房

老人男子

合六人

一家主 もと宗
久次此人數

老人母

老人女房

老人弟

合四人

一家主 禪
仁右衛門此人數

老人母

老人女房

三人むすこ

老人よめ

老人兄

老人女房

三人むすこ

三人女子内老人萩庄へ縁付

合十四人

一家主 禪宗
六兵衛

三人父母

老人女房

三人むすこ

合六人

一家主 浄土
庄介

三人父母

老人女房

三人むすこ

老人女子一口村へ縁付

三人祖父祖母

三人むすこ内老人何方ニい申も親も不存候

三人むすめ淀へ縁付

合十四人

一家主 もと宗
四郎兵衛

三人父母

老人女房

三人むすこ

老人女子

合七人

一家主 法花
彦右衛門

三人父母

老人女房

合四人

一家主 もと
仁左衛門

老人女房

三人むすめ

老人弟

老人女房

三人むすめ

老人下男

合八人

一家主 法花
市介

三人父母

老人女房

老人弟

老人女房

三人いもうと内老人橋本へ縁付

合九人

一家主 もんと甚介

老人女房

老人男女

老人むすめ内老人楠葉村へ縁付

老人下男

合六人

一家主 もんと小介

老人女房

老人むすこ

老人むすめ

老人弟六左衛門

老人女房

合七人

一家主 法花 又蔵

老人父母

老人女房

老人弟

老人女子内老人大和郡山へ縁付

合八人

一家主 もんと久八

老人母

老人女房

老人弟

老人女房

合六人

一家主 浄土 左右衛門

老人女房

老人むすこ

老人むすめ西岡へ縁付

左右衛門下人

一家三右衛門

老人母

老人女房

老人弟内老人鶴殿村へやうしニ参候

老人いもうと河内市之宮へ縁付

合十一人

一家主 法花 仁介

老人父母

老人女房

合四人

一家主 浄土 半右衛門此家ノ人数

老人母

老人女房

老人弟内一人京四條へやうしニ参候

七人下女

九人下男

半右衛門下人

一家勘七

女房

半右衛門下人

一家長兵衛

女房

老人男子

一家与作

老人女房

式人あね内老人西岡へ縁付

一家善右衛門

老人女房

一家作右衛門

老人女房

老人女子

一家又右衛門

老人女房

老人女子河内へ縁付

一家新右衛門

式人父母

老人女房

式人弟内老人京四條へやうしニ参候

一家三介

老人母

老人女房

合四十七人

一家主 禪寺 浄春庵

家数合三十三間

内

九間半右衛門下人

老間禪寺

人数合式百十人

内

百七人男

百三人女

右之内老人として吉利支丹無御座候、為其家数并人数帳ニ作り指上申候、拙

者共手前ニも小百姓迄不残判形仕、宗旨儀書付、引かへ帳致置申候、弥く

無油断穿鑿可仕候、已上

寛永十六年

卯六月十八日

半右衛門

久五郎

仁右衛門

九郎右衛門

孫左衛門

久右衛門

庄介

甚介

仁介

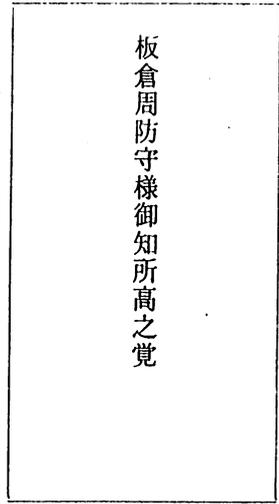
左右衛門

本多平兵衛様

名倉五郎兵衛様

(史料二)

板倉周防守様御知所高之覚



24.5×17.5cm 20丁 (表紙共)

先高百三拾五石六升

芥川郡

一高百三拾貳石九斗九升八合

広瀬村

先高三百石

一高貳百三拾六石四斗七升貳合

同村

外高貳拾石八斗四合

小物成

先高五拾石

一高五拾三石五斗三升三合

東大寺村

先高八拾八石五合

一高六拾五石貳斗七合

尺代村

外高四石八斗

小物成

先高百三石三斗四升五合

一高百三拾石五斗壹升貳合

神内村

外高三斗六升

小物成

先高四百五石貳斗六升四合

一高三百四拾九石四斗七升四合

高浜村

外^(高)拾三石貳斗五升四合

小物成

先高三百三拾五石三斗四合

一高四百九拾三石九斗壹升四合

上牧村

外高九斗六升

小物成

先高五百壹石八斗壹升六合

一高六百五拾八石五升壹合

梶原村

外高壹石七斗六升

小物成

先高八百四拾八石壹斗

一高八百拾八石壹斗六合

郡家村

外高壹斗四升

小物成

先高四百五拾八石壹斗七升

一高五百八石七斗七升九合

水室村

内貳百貳拾貳石貳合

水室

内貳百八拾六石七斗七升七合 女世川

外高六斗

小物成

先高貳百三拾六石三斗

一高三百壹石三斗六升九合

土室村

外高七斗

小物成

先高八拾八石五斗三升

一高九拾八石壹斗八升七合

岡本村

外高壹石貳斗四升

小物成

先高百六拾貳石三斗九升八合

一高百七拾五石九升六合

奈佐原村

外高貳石

小物成

先高六拾貳石壹斗

一高九拾五石八斗貳升四合

塚原村

外高壹石四斗四升

小物成

先高貳拾壹石貳斗貳升貳合

一高貳拾三石六斗九升三合

吳仙寺

先高貳拾四石

一高四拾三石七斗五升五合

夙名村

先高四百九拾八石

一高五百五拾四石五升 宮田村
先高五百五石壹斗 五百住村

先高貳百四拾貳石七斗五升 小物成
一高貳百七拾貳石七升四合 赤大路村

先高三百拾貳石七斗八升 太田郡
一高三百拾六石八斗六升八合 惣持寺村

先高九百四拾九石貳斗 外拾五石四斗三升七合開 戸伏村
一高千七拾壹石貳斗六升七合 庄村

内三百五拾三石六斗四升貳合 戸伏村
内百四拾壹石三斗五升壹合 橋之内

内百六拾五石九斗五升八合 牟礼
内貳百貳石壹斗九升四合 中条村

先高千貳百拾石九斗貳升六合 五日市
一高千三百三拾八石七斗貳升三合 島田

内貳百九拾七石貳斗九升七合 田中
内貳百九拾九石三斗三合 倍賀

内貳百貳拾四石貳斗七升九合 穂積出作
内貳百八石五斗五升壹合 太田郡

先高九百貳拾貳石八斗 郡村
一高九百拾八石貳斗四升五合 本村

内七百四拾石貳斗貳升三合 上野
内百七拾八石貳升貳合 小物成

外高貳石四斗四升 本村
内壹石四斗 本村

22

内壹石四升 上野

先高貳百貳石八斗四升

外高九石七斗八升五合ひらき

一高貳百六拾四石四斗九升五合 道根本村

外高七斗六升 小物成

先高千八百五拾八石五斗壹升五合 外高四石五斗九升七合帳はつれ亥年ゝ納

一高千六百六拾八石七斗六升六合 水尾村

内三百七拾三石八斗 内瀬

内貳百四拾壹石壹斗三升五合 地下

内百拾八石三斗壹升壹合 北所

内百四拾四石六斗六升貳合 堂村

内貳百七拾六石貳斗八升七合 小路

内五百拾四石五斗七升壹合 真砂

先高千六拾五石七斗

一高四百六拾四石八斗貳合 嶋村五右衛門分

一高六百八拾六石壹斗一升五合 同村甚右衛門分

外高九石六斗六升 小物成

先高百六拾五石六斗八升

一高百五拾七石貳斗壹升壹合 野、宮村

外高七拾貳石 小物成

先高三百九拾壹石八斗三升

一高四百拾九石六斗五升三合 鮎川村

先高九百八拾五石八斗

一高千四百拾八石九斗七升八合 沢良宜村

内四百七拾三石九斗六合 東村

内百八拾九石九斗九升 浜村

内貳百三拾八石三斗八升 西村

先高貳千貳百八十石六斗一合

一高貳千四百拾三石四斗七升七合

三宅村

内三百九拾六石九斗九升貳合

宇野辺村

内貳百貳拾三石四斗四升壹合

丑 刁

内貳百三拾壹石貳斗壹升七合

東くら

内貳百四石七斗八升五合

西くら

内貳百拾壹石八斗五斗

乙 辻

内三百貳拾五石八升

太 中

内五百五拾石壹斗一升貳合

小坪井

先高三百拾六石

一高三百三拾八石三斗貳合

味舌村

外高貳石六斗

小物成

先高貳千五百六拾四石九升

一高貳千七百三拾貳石六斗一升三合

吉志部村

内八百六拾五石三斗貳升八合

東 村

内九百壹石九斗九升七合

小 路

内百貳拾壹石壹斗壹合

七 尾

内三百貳拾六石四斗八升

南 村

内五百拾七石九斗五升

吹田村

先高貳石貳斗

小物成但小路村へ毎年入

一高八百六拾石三斗

片山村

先高七百貳拾壹石九斗貳升

一高八百貳拾貳石七斗八升壹合

別府村

外高三拾石七斗八升

小物成

先高千五百五拾石六斗七升

一屋村

内壹石六斗八升 十七年方高引

先高貳百七拾石六斗七升

一高貳百九拾七石五斗五升五合

新在家村

外高七石貳斗八升

小物成

先高貳万貳百九拾五石五斗九升三合

小巳^マ貳万貳千三百三拾九石九斗七升壹合

当高

内千四拾四石三斗七升八合

当繩之出目

先高三百九石三升四合

小巳^マ高百七拾六石九斗七升八合

小物成

五ヶ庄

先高九拾石九斗五升

一高百七石壹斗九合

生保村

外高七石九斗九升

小物成

先高貳拾八石九斗七升三合

一高五拾壹石貳斗壹升三合

大門寺

外高貳石壹斗一升

小物成

先高三百廿六石貳斗八升五合

一高三百三拾五石壹升九合

車作村

外高三拾八石壹斗八合

小物成

先高貳百四拾九石六斗貳升五合

一高三百拾四石五斗四升貳合

小物成

先高百拾壹石九斗貳升

一高百四拾九石四斗壹升壹合

安本^元村

外高七石三升六合

小物成

先高百九拾九石壹斗五升

一高貳百拾貳石三斗四升六合

忍頂寺村

外高拾三石四斗六升四合 小物成

先高貳百拾四石貳斗八升三合

一高貳百四拾貳石八斗四升壹合

外高三石

小物成

千提寺村

先高三百拾八石七斗四升六合

一高四百拾壹石五斗三升

外高拾貳石八斗七升

小物成

下音羽村

先高六拾五石四斗七升九合

一高百拾三石四升貳合

外高三石四斗三升

小物成

清坂村

先高四百三拾九石四合

一高五百五拾壹石三斗三升壹合

外高三石三斗

小物成

钱原村

先高貳百廿壹石八斗八升

一高貳百七拾八石九升五合

外高七石四斗

小物成

上音羽村

先高六百石七斗六升七合

一高六百四拾三石六斗貳升壹合

外高拾四石四斗一升貳合 小物成

泉原村

先高貳百拾三石五斗

一高貳百六拾五石七斗八升四合

外高五石九斗

小物成

高山村

先高六百七十六石八斗七升壹合

一高七百六拾七石五斗四合

外高拾三石四斗八升

小物成

佐保村

先高三千七百六拾三石九斗三升三合

小巳高四千四百四拾三石五斗五升八合 五ヶ庄分

内六百七拾九石六斗貳升五合 出米

外高小巳百四拾石八斗四升 小物成分

山田庄

先高六百八石五斗六升九合

一高六百七拾壹石四斗九升壹合

外高貳拾三石四斗七升六合 小物成

上村

先高三百拾四石九升五合

一高三百貳拾壹石九斗七合

外高拾石八斗七升八合

小物成

中村

先高六百貳拾五石八斗七合

一高五百拾貳石七斗七升八合

外高拾八石五斗六升四合

小物成

小川

先高六百七拾四石九斗五升壹合

一高六百七拾八石八升五合

外高拾七石七斗七升

小物成

下村

先高貳百五石壹斗九升三合

一高貳百三拾三石三斗三升壹合

外高五百八十六石六斗三升七合

一高五百六拾四石

外高貳拾九石三斗壹升貳合 小物成

佐井寺村

先高百貳拾六石五升五合

一高百六拾壹石七斗四升六合

先高四拾七石壹斗五升八合

一高八拾七石壹斗九升貳合

先高貳百四拾三石五斗七升九合

一高貳百六拾五石六斗六升壹合

上新田村

下新田村

小野原村 出作

先高三十七石四斗一升九合

一高三拾七石六斗五升四合

先高貳百石

一高貳百拾石四斗九升四合

先高四百三石壹斗八升七合

一高三百七拾七石貳斗四升貳合

外高壹石六斗一升

先高小^マ巳^マ三千九百拾石四斗四升七合

小^マ巳^マ高四千貳百四拾七石九斗三升三合 山田庄分

内百六拾貳石壹斗八升七合 成年改出シ

内百七拾五石貳斗九升九合 丑年出米

外高小^マ巳^マ百壹石六斗壹升 小物成

高合三万四千四百四拾九石貳斗壹升

内三万千貳拾九石七斗八升貳合 本途

四百拾九石四斗貳升八合 小物成

寛永拾六己卯三月十五日

右之高寄

高三万三千拾石六斗九升九合 撰州

高四百拾九石四斗貳升八合小物成 同所

高八千五百四拾五石貳斗五升三合 山城

高貳百石 御牧郷 葭嶋小物成 同所

高千九拾石九斗八升八合 江州

高千七百三拾石六升七合 武州

高壹万三拾石六斗貳升八合 常劔

先合五万石

今宮村 出作

宇野辺 出作

三宅 出作

小物成茶代

高合五万三千四拾六石七斗七合

外高百三拾貳石五升六合 小物成引方

是八片山・道祖本・梶原三ヶ所之山

広瀬・高浜・一屋葭嶋并竊殿嶋引方

右高之内

三百九拾六石九斗壹升八合 公儀大工石役丑年引

内百五拾貳石四斗六升七合 山城

貳百四拾四石四升五斗壹合 撰州

高拾六石七斗四升貳合 丑年御印違卯ノ三月改減

内 拾壹石壹斗七升貳合 五ヶ庄

五石五斗七升 山田庄

山城国

先高七百三拾九石四斗壹升 初検地 綴喜郡

一高九百石七斗三升 上津屋村

内五百九拾三石七斗九升貳合 西上津屋村

三百六石九斗三升八合 東上津屋村

先高百六拾七石六斗一升六合

一高百四拾七石七斗 高木村

先高百七拾貳石三斗八升四合

一高百五拾壹石六斗九合 出垣内村

先高貳百五拾三石貳斗貳升開共

一高三百七拾八石四斗五升五合 上村

先高百三拾石四斗一升五合

一高貳百五拾壹石壹斗八升六合 水留村

先高百六拾石

一高百拾六石三斗四合 天王寺

先高百六拾七石

一高百五拾五石式斗七升壹合

内百三拾三石九斗一升七合

式拾壹石三斗五升四合

先高四百拾壹石八升三合

一高四百拾九石四斗四升

内式百八拾壹石九斗壹升

百三拾七石四斗七升

先高百九拾壹石六斗贰升

一高式百贰拾壹石八斗六升

先高式百贰石八斗贰升

一高式百拾石九斗贰升

先高式百石

一高百贰拾五石七斗六升八合

先高七石

一高六石六斗壹升五合

先高五百石

一高四百三石八斗五升五合

先高百贰拾壹石八斗六升

一高百六拾八石五升

先高式百四拾七石九斗三合

一高三百三拾石八斗三合

先高百贰拾六石五斗五升

一高百五拾四石五斗贰升六合

先高千石

内八百四拾三石九斗贰升 本村

山本村

庄屋太兵衛

同 弥介

江津村

本村

宮口

相樂郡

上田村

菅井村

市坂村

神音寺

平尾村

久世郡 奈嶋村

綴喜郡 水主村

久世郡 平川村

伊勢田村

百五拾三石七斗贰升

高百三拾壹石四斗六升

先高百六拾石八斗四升

一高百七拾式石三斗壹升

一高式千百八拾壹石九斗三升五合

内式百六拾三石六斗

三百拾石八斗六升六合

百拾九石九合

百三拾石四斗五升九合

式百拾七石五斗贰升七合

三百三拾式石五斗贰升三合

式百九拾壹石式斗九升四合

百四拾六石三升三合

百六石壹升

四拾六石七升八合

百拾六石六斗九升四合

式拾四石四斗四升壹合

式拾八石八斗式升四合

拾三石八斗壹升四合

外二式百石 腹方

此取七拾石 高式百四拾石 御牧江葭嶋小物成

先高七千四拾四石式斗式升三合

高小已七千五百九拾九石壹斗三升壹合

三千五百五拾石六斗四升 川西

内 四千九百六拾七石九斗三合 川東

安田

右之内 新田村

嶋田村

御牧郷

中村

坊之池

同村

釘貫

森

相嶋

一口

北川顔

藤和田

対戸

江ノ口

観阿弥

陵田

市田

外高貳拾六石七斗壹升 伊勢田新田分丑年ノ山城高へ入

山城之内千石地

先高百五拾四石七升

一高百五拾四石三斗八升

先高貳百八十九石三升

一高貳百貳拾八石七斗五升五合

先高百貳拾九石九斗五升

一高八拾八石五斗八升八合

先高百五拾九石壹斗貳升

一高百八拾壹石九斗壹升四合

(先高記入ナシ)

一高貳百六拾五石七斗七升五合

先高千石

高小巳^{ママ}九百拾九石四斗壹升貳合

江州

高貳百四拾石

高合四万四百四拾五石五斗八升貳合

武州

先高五百石

一高八百八拾石壹升四合

先高貳百石

先高百三拾五石

一高三百九石四斗壹合

先高百六拾五石

一高貳百拾四石四斗五升七合

先高千石

高小巳^{ママ}千七百三拾石六升七合

常州

城州小物成

新庄郡

新倉村

豊嶋郡

中台村

中荒井村

堀之内村

新治郡

半田村

川^{ママ(股カ)}役村

下林村

金指村

萱生野村

月岡村

弓弦村

新治村

柴田^{ママ}郡

青田村

同

宗梅村

西物部村

東物部村

布施村

延勝寺村

撰州

城州

撰州

但山城千石地入て

撰州小物成へ

高貳百四拾石

高合四万四百四拾五石五斗八升貳合

武州

先高五百石

一高八百八拾石壹升四合

先高貳百石

先高百三拾五石

一高三百九石四斗壹合

先高百六拾五石

一高貳百拾四石四斗五升七合

先高千石

高小巳^{ママ}千七百三拾石六升七合

常州

城州小物成

新庄郡

新倉村

豊嶋郡

中台村

中荒井村

堀之内村

新治郡

半田村

川^{ママ(股カ)}役村

下林村

金指村

萱生野村

月岡村

高貳百四拾石

高合四万四百四拾五石五斗八升貳合

武州

先高五百石

一高八百八拾石壹升四合

先高貳百石

先高百三拾五石

一高三百九石四斗壹合

先高百六拾五石

一高貳百拾四石四斗五升七合

先高千石

高小巳^{ママ}千七百三拾石六升七合

常州

城州小物成

新庄郡

新倉村

豊嶋郡

中台村

中荒井村

堀之内村

新治郡

半田村

川^{ママ(股カ)}役村

下林村

金指村

萱生野村

月岡村

城州小物成

新庄郡

新倉村

豊嶋郡

中台村

中荒井村

堀之内村

新治郡

半田村

川^{ママ(股カ)}役村

下林村

金指村

萱生野村

月岡村

弓弦村

新治村

柴田^{ママ}郡

青田村

同

宗梅村

西物部村

東物部村

布施村

延勝寺村

撰州

城州

撰州

高貳百四拾石

高合四万四百四拾五石五斗八升貳合

武州

先高五百石

一高八百八拾石壹升四合

先高貳百石

先高百三拾五石

一高三百九石四斗壹合

先高百六拾五石

一高貳百拾四石四斗五升七合

先高千石

高小巳^{ママ}千七百三拾石六升七合

常州

城州小物成

新庄郡

新倉村

豊嶋郡

中台村

中荒井村

堀之内村

新治郡

半田村

川^{ママ(股カ)}役村

下林村

金指村

萱生野村

月岡村

城州小物成

新庄郡

新倉村

豊嶋郡

中台村

中荒井村

堀之内村

新治郡

半田村

川^{ママ(股カ)}役村

下林村

金指村

萱生野村

月岡村

弓弦村

新治村

柴田^{ママ}郡

青田村

同

宗梅村

西物部村

東物部村

布施村

延勝寺村

撰州

城州

撰州

内百貳拾四石六斗壹升九合 辻 村

百五拾七石四斗貳升貳合 菑蒲沢村

六拾五石三斗五升七合 小野越村

五拾六石五斗九升六合 仏生寺村

四拾九石八斗九升六合 泉沢村

百四石五升四合 青田村

新治郡

一高四百九拾七石三升 青柳村

内貳百拾八石三升四合 上

貳百七拾八石九斗九升六合 下

一高貳百五拾七石七斗七升四合 細谷村

一高四百拾貳石六斗八升七合 須釜村

一高千百拾五石七斗五升壹合 小幡村

一高七百七拾四石七升 戸崎村

一高千九百壹石壹斗貳升四合 賀茂村

一高千百四石五斗五升九合 牛渡村

本高壹万石

高小已^マ卷万三拾石六斗貳升八合 常州分

右之寄

撰州

武州

高五万五千五百四拾六石八斗五升 江州

当繩 武州

常州

高六百五拾九石四斗貳升八合 上方小物成

本高五万石

都合五万貳千貳百六石貳斗七升八合

此外

高百三拾貳石五升六合 小物成之内引方

山城内膳様御知行所

先高百四拾九石三斗五升

一高百六拾五石貳斗六升七合 平川村

先高貳百六拾九石壹斗八升

一高三百三拾六石壹斗三升四合 奈 嶋

先高貳百石

一高百五拾四石四斗八合 神音寺

先高三百五拾七石九升

一高三百拾八石五斗六升 吐 師

先高貳拾四石三斗八升

一高貳拾貳石壹斗四升 南興戸

先高千石

高合九百九拾六石五斗九合

承応三年

正午月六日書之

(注)「史料一・史料二」ともに、関西大学図書館古文書室所蔵。